

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会福祉士会 NEWS



No.209
SEPTEMBER.2023

QRコード
URL
<https://www.jacsw.or.jp/>

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会） 現実社会と向き合うソーシャルワーク —「たがいに・ささえあい・つながり」を目指して—	1
日本ソーシャルワークセンターへの協力について ～子ども家庭ソーシャルワーカー資格の推進にむけて～	8
「2024年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	8
2023年度 補助金事業	16
2023年度ソーシャルワーカーデー報告 ～全国各地のイベント～	17
会長就任あいさつ	19
2023/2024年度 新理事・監事のご紹介	20
第35回通常総会を開催しました	22
IFSWローリー事務局長が来日されました	23
情報コーナー /BOOK/四谷事務局だより	24

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）

現実社会と向き合うソーシャルワーク

—「たがいに・ささえあい・つながり」を目指して—

2023年7月1日（土）から2日（日）の2日間にわたり、大分県の別府国際コンベンションセンター（ビーコンプラザ）において、「現実社会と向き合うソーシャルワーク『たがいに・ささえあい・つながり』を目指して—」をテーマに、第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を開催しました。

本大会は、当日参集と後日のオンデマンド配信により開催しました（オンデマンド配信は12月30日（土）17時まで）。

九州地方を中心に梅雨前線の影響による大雨に見舞われる中、全国大会（大分大会）が開催されました。電車やバス、高速道路が一部通行止めになる状況もありましたが、開会時には雨も小降りとなり、全国から多くの参加者が参集し、大分県社会福祉士の伊藤保幸実行委員長の開会宣言で、2日間の大会がスタートしました。

冒頭、伊藤実行委員長からは、交通機関が一部不通となる中にもかかわらず、来場いただいた参加者への感謝と、日本一の温泉県で全国大会を開催できることの感謝が述べられました。また、全国大会のテーマに触れながら「地域のつながりや人間関係の

希薄化、そして孤独・孤立の社会問題に対し、我われソーシャルワーカーは、互いに支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会の構築のために、新たな局面を迎えたこのコロナ禍後の社会にどのように



開会式

向き合っていけばよいか、この大分大会で学び合っていきたい」と話されました。伊藤実行委員長が話される間にも、携帯電話の「災害・避難情報」のエリアメールが鳴り響き、情報は避難情報の解除であったとはいえ、緊迫感のある開会宣言となりました。

続いて、日本社会福祉士会会長の西島善久からは、大雨により避難されている方、土砂崩れ等で被災された方へのお見舞いが述べられるとともに、新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、全国の社会福祉士が集い、学ぶ機会である本大会の開催にむけて準備を進められてきた大分県社会福祉士会の実行委員会の皆さまへのお礼が述べられました。また、講演やシンポジウムを始め、全国からの多くの実践

事例の報告や発表を通じ、目の前のクライアント一人ひとりの尊厳を護り、多様性が尊重されながら人びとの「つながり」を実感できる社会への変革と社会的包摂の実現が共有されることを期待しますと話されました。

来賓の、厚生労働省社会・援護局長の川又竹男氏の代理で道念由紀氏（社会福祉専門官）、大分県知事の佐藤樹一郎氏、別府市長の長野恭紘氏の代理で田辺裕氏（別府市市民福祉部長）、大分県社会福祉協議会会長の草野俊介氏からお祝いや歓迎のご挨拶をいただきました。また、大分県社会福祉士会設立30周年という記念すべき年ということで、九州・沖縄ブロックの社会福祉士会の会長にご列席いただきました。

行政説明

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士への期待 ～「地域共生社会」という社会像を現実とするために～

厚生労働省 社会・援護局 総務課 地域福祉課 地域共生社会推進室併任
社会福祉専門官 道念 由紀 氏

道念氏は、はじめに、2024（令和6）年度（第37回試験）から社会福祉士国家試験の受験科目が新しくなることについて説明するとともに、社会福祉士登録者が28万人を超える状況の中、2022（令和4）年度の国家試験がこれまでで一番高い合格率（44.2%）となり、合格者数も16,000人を越えたことについて話されました。

この養成課程のカリキュラムや国家試験の見直しは、2018（平成30）年3月に出了された「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（福祉人材確保専門委員会報告書）に基づき、複合的な課題への支援や、地域の陰の立役者（黒子）としての地域づくりが強く求められていることを踏まえ、見直しがなされたことを説明されました。あわせてすでに社会福祉士資格を取得している人についても、社会状況の変化の中で、新たに求められている知識・技能とはどのようなものなのか、今回の大会などを通じ確認し身につけていただきたいと思うと話されました。

また、現在3年目となる、重層的支援体制整備事



道念 由紀 氏

業について、移行準備事業を含めて実施自治体が急速に増えてきており、2020（令和2）年6月に改正された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」とされるなど、社会福祉士へのさらなる活躍が期待されていると話されました。

最後に、社会福祉士国家資格が創設されて36年が

経過する中、社会福祉士は、高齢者、障害者、児童や家庭、生活困窮者など、さまざまな対象者への相談援助や地域における支援の場で大きな役割を果たしてきたが、一方で、現在我が国は、人口減少という数の問題に加えて、少子高齢化による人口構成比という質的転換、地域や家庭におけるつながりの減少などの関係性の脆弱化という質の変化が起こってきている。これらに対応するために、我われは地

域共生社会という新たな社会像を目指す「新しい時代」に入ってきている。全国各地のさまざまな現実社会と向き合い、さまざまな関係者を巻き込み、創意工夫をこらし、互いに支え合いつながりあうことを通じ、地域共生社会を実現し、現実のものとするソーシャルワークを皆さんの実践現場において展開していただけたらと思うと熱いメッセージを送られました。

基調講演

地域共生社会の実現を見据えた 地域社会や人々のつながりの変化について 孤独・孤立問題の背景にあるもの

早稲田大学文学学術院 教授 石田 光規 氏

石田氏は、まず、福祉課題としてつながりが問われるようになった社会的背景、孤独・孤立に陥る原因として、産業構造の変化により、まず地縁がなくなっていくこと、次に性別役割分業と核家族化により高齢者が孤立化していくこと、さらには個人と多様性の尊重とともに物質的に豊かな社会が集団の協力・共同の必要性を減少させ、そしてそれは自ら積極的に動かない人を取り残し孤立化させていったこと、ひとりになりやすくなり家族という安全弁がなくなってきたことから、身近な安全弁として地域に熱い視線が注がれるようになったと指摘されました。

次に、福祉課題として地域が着目される一方で、地域の中での深いつながりを見ない人が増えている現状について説明されました。個人が目的に合わせて移動（転居）していくことが当たり前という地域に根付かない生活が増えている中で、ライフスタイルとして問題がないのに孤独に見えるからといって個人の生活に踏み込んでいくことができるのか、また、たとえ介入を必要とする孤独や孤立であっても支援を拒否している場合への対応の難しさ、寂しい人に誰が対応すべきなのかという人を結ぶことの難しさについて問題提起がされました。

その上で、かつてのように自然にはつながりができない現代では、つながりや居場所を意図的につく

る必要があります、そのシステム化について提案されました。まず、支援につながらない人へのアプローチとしてのアウトリーチの試みについて、特定の層だけにアプローチするのではなく、多くの人に関わることに関連させる物理的なアクセスと、心理的アクセスを容易にする緩いつながりをつくること、問題が生じたときにつながり先として思い浮かべられるための種まきになるという方法を具体例を挙げて説明されました。多くの人を対象にすることで押しつけがましくない緩く広いつながりをつくること、長く継続的に関わりながらも活動をする側が疲れてしまわないようにさまざまな組織・団体が緩く広く関わることで、アクセスのハードルを下げ、活動を継続するポイントであるとされました。

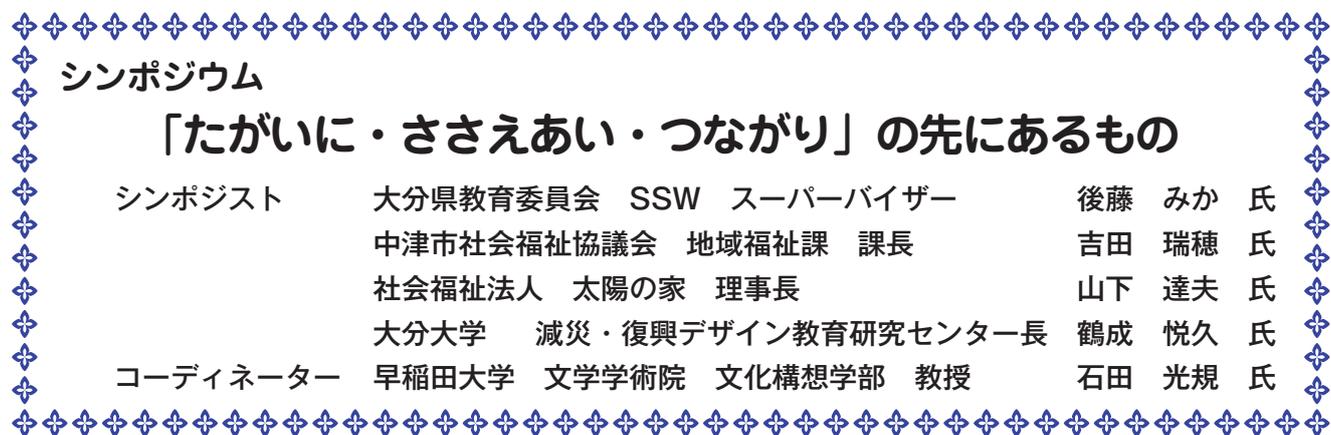
最後に、つながりをつくるための地域の連携体制をだれがどのようにつくるのか、その方法と課題について話されました。そこでは、行政の役割組



石田 光規 氏

織としての縦割りとプロジェクトとしての横断的な
 取組み、幅広い総花的なチームと問題限定的なチ
 ーム、市民との連携によるつながりづくりなどにつ
 いて、具体的な進め方と効果を例に挙げて説明され
 ました。その上で、行政の取組み、民間の取組みそれ

ぞれにおいて想定される困難や取組みによって生
 じる新たな壁などに触れ、それらを踏まえながら地
 域や人のつながりを構築していくことについて、社
 会福祉士への期待で締めくくられました。



シンポジウム

「たがいに・ささえあい・つながり」の先にあるもの

シンポジスト	大分県教育委員会 SSW スーパーバイザー	後藤 みか 氏
	中津市社会福祉協議会 地域福祉課 課長	吉田 瑞穂 氏
	社会福祉法人 太陽の家 理事長	山下 達夫 氏
	大分大学 減災・復興デザイン教育研究センター長	鶴成 悦久 氏
コーディネーター	早稲田大学 文学学術院 文化構想学部 教授	石田 光規 氏

基調講演を踏まえ、シンポジウムでは「『たがいに・ささえあい・つながり』の先にあるもの」というテーマで、実際につながりをつくることに携わっている3名のシンポジストの取組みをもとに討議がなされました。

後藤氏は、はじめに学校におけるスクールソーシャルワーカーの位置付けを紹介し、学校現場ではさまざまな職員が児童生徒に関わることができる反面、合意形成の難しさに触れ、具体的にヤングケアラーのように家族が抱える複合した課題については既に支援が入っている場合でも、子どもへの支援が不足してしまうことなどについて紹介されました。生きづらさの背景に気付く、ゆるくつながる途切れない支援、課題の分析ではなく当人をしっかり見ることの重要性とともに、社会福祉士自身が自分の中で完結しないいろいろな人とつながること、スクールソーシャルワーカーは学校にひとりということもあり、相談できる誰かがいることが大切であることを説明されました。

吉田氏は、中津市で社会福祉協議会（以下「社協」）が行う地域共生社会に向けた取組みとして、住民主体の活動としての①拠点づくりとしての地域サロン、②住民型有償サービスなどの住民主体事業と、それを支援する仕組みづくりとしての生活支援体制整備事業のコーディネーターの配置とその事業展開について紹介されました。具体的には、拠点の整備としてくらしの相談窓口を開設し、住民サポー

ト事業、支援連携会議の開催や就労支援アドバイザーと連携した就労支援事業等の他機関連携事業などを紹介し、住民の生活圏域を中心にした支援の重要性と、社協は住民の方々がつながりをつくっていくためのつながり作りのコーディネートをする、より広い方々がつながるための仕組みづくりを目指していると説明されました。

山下氏は、はじめに「No Charity, but a Chance！」（保護より機会を）という太陽の家の理念と開所の経緯について触れ、太陽の家の創始者である中村裕氏の取り組みを紹介されました。中村氏は、まずスポーツを通じて社会参加を、社会とのつながりをもつことをスタートとし、次に仕事をし納税者になることを目指し、福祉法人ではなく企業を目指し、高品質を掲げ共同出資会社を創りました。障がいのある人々との共生社会をつくりあげるための条件を4つ挙げられ、そのうち最も重要なのは、障がいのある人とない人との相互の理解と交流と、コミュニケーションが重要であるとし、障がいのある人もない人もできないことを見るのではなく、どうしたらできるのか、できるためには何をすべきかに取り組むことで地域共生社会ができるのではないかと、太陽の家では障がいのある人が取り残されることのない社会を目指しているということが説明されました。

続いて、石田氏からつながりをつくっていくうえでのポイントと課題について投げかけられました。

後藤氏は、これからデジタルは欠かせないこと、

対面での面談からオンラインやLINEなどで対話をしていく中でつながることも大切であり、相談の敷居を高くしないことがポイントであると話されました。また、相談は教員からのこともあれば、虐待のように外から入る場合もある。どうつながるかの合意形成が難しいが、そこがうまくつながると、教員とは異なる、生活全体を見据える社会福祉士の視点で関われることを挙げられました。

吉田氏は、課題を抱えた方も活動している住民も存在意義を感じられること、いずれの方も自分が認められる存在になるということ意識していくことを大事なポイントとして挙げられました。一方で、自分だけで抱え込んで一生懸命やろうとしてしまう人もいるが、長い目を見たときに地域づくりにつながらないことが多いのでそれをいかに気付いてもらうかが課題であると述べられました。

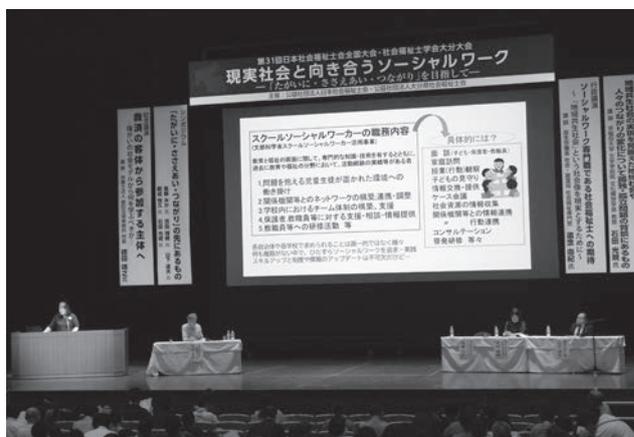
山下氏は、障がいのある方々が活躍の場を広げること、太陽の家では「仕事」であるが、そのために経営側が新しい情報を得て、新たな取組みを進めることをポイントとして挙げました。課題としては、これまでに比して重度の方の雇用とそのためトレーニング、量と質に加えて定着率の向上、「障害者雇用率」ではなく「戦力」としての企業雇用であると指摘しました。また、障がいのある方自身の取組

みと周囲の理解にも期待を述べられました。

この報告の後に、シンポジスト各々の活動について質疑応答がなされました。

最後に、石田氏からどのようなつながりがよいかは答えがなく、うまくつながりができたと思ったところから課題が生じ、その都度なるべくよいものになるよう考えていく必要があるけれども、そのときに、本日のお話が少しでも皆さんの参考になればと締めくくられました。

なお、4名のシンポジストのうち、鶴成氏におかれては、豪雨災害対応のため当日は欠席となり、事後オンデマンド配信で実践報告等を配信することとなりました。



シンポジウムの様子

社会福祉士学会 学会発表（分科会・ポスター発表）

全国大会2日目には、6つの会場で学会発表が行われました。分科会発表は、個人発表7本、自主企画シンポジウム2企画、大分県社会福祉士会主催の大分特別分科会の合計10本の発表がなされました。各会場とも参加者から質疑や意見が多くあり、活発な意見交換が行われました。

また、エントランスホールには11本のポスター発表を掲示し、発表者から立ち寄った参加者に説明し、質疑応答を行う形式で実施しました。多くの参加者が足を止め、発表者との活発なやりとりが行われました。

学会発表者・テーマと抄録は、研究誌『社会福祉士第31号』（2024年3月発行）に掲載されます。



ポスター発表の様子

記念講演

救済の客体から参加する主体へ —障がいの社会モデルから何を学ぶべきか—

弁護士法人徳田法律事務所 所長 徳田 靖之 氏

ハンセン病の隔離政策などの刑事弁護に携わる大分市の徳田靖之弁護士により記念講演が行われました。

徳田氏は自身の母親と祖母との経験から障がいと関わることになり「だれもが安心して暮らせる大分県条例をつくる会」の共同代表となったこと、また条例づくりの運動を通して学んだことや想いについて話されました。

条例づくりの運動をしていく中で、大きく考え方が変わるきっかけとなった障がいの「社会モデル」は、心や体の働きが一部足りないという考え方（個人モデル、医学モデル）ではなく、その状態にいる人たちが生きづらいと思う社会になっていることが問題だという考え方であると、例を挙げて説明されました。これまで社会が障がい者へ救いの手を差し伸べる「救済の客体」という考え方であったが、生きづらさを解消することが社会の責務であり、社会福祉士はまさに社会の中で生きづらい状況に置かれている人たちとともに戦う職責を担っている、と社会福祉士の役割について強調されました。

次に、その障がいの「社会モデル」に触発される形で、権利擁護のとらえ方が変化していき、権利侵害からの保護、最低限度の保障という考え方である「限定的権利擁護」から、どのような障がいを持っている人でも一人ひとりがやりたいことを自己実現していくという考え方である「積極的権利擁護」へと変化していき、誰もがその人らしく安心して暮らせることで、初めて人権擁護になると説明されました。

この考え方を基にしながら、大分県の条例では、障がい者の声に教えられ、障がい者の恋愛、結婚、出産、子育てに関して社会をあげて取り組む責務があることを書き込みました。また、東日本大震災からは、誰一人取り残さない防災づくりを、これは別府市が有事における個別避難計画を市民と行政と当事者が一体となってすすめており、この「誰一人取

り残さない防災づくり」は別府モデルとして全国に広がり始めており、これが内閣府が努力義務を課すことにつながっていると述べられました。さらに、現在の社会制度や誰もが生きやすい社会をつくりあげたのは、声を上げ続けた当事者の人たちであると、もうひとつの例として「JR駅無人化計画反対訴訟」を例に挙げ、障がいを持っている人たちが声を上げたことで、鉄道会社や駅の本来のあり方とはどういうものか、小さくともつながりをつくる駅について、この戦いが教えてくれたと語られました。

障がいの問題に取り組むということはどういうことなのか、改めて徳田氏は客席へ投げかけられました。国連の障がい者権利条約ができるまで、社会の中で声を上げ続けてきた人たちがいるから、現在の社会が生まれた。障がいがある人たちが歴史を変えている転換点に私たちは生きていると語り「社会福祉士は、歴史を変える主役の人たちとともに歩む責務がある」と示されました。

最後に「人間らしく生きることはどういうことか、当事者とともに歩む、戦うことが、社会の中で私たちが職責を果たしていく上でとても重要である」と結ばれました。



徳田 靖之 氏

引継式 ～大分から栃木へ～

大分大会を終えて～次の「つながり」へ

公益社団法人大分県社会福祉士会
会長 白田 晃久

開催前日から「大分県内の気象は非常に不安定」
「雷を伴って非常に激しく雨が降り、警報級の大雨
となる可能性がある」というニュースを耳にして、
このまま開催しても良いものか…そんな思いが一瞬
あたまの片隅をよぎりました。そして開催当日、開
催地別府へ向かう高速道路は一部通行止めが発生
し、JRは一部運休や遅延が発生しているとの情報。
どれだけの方がここ別府までくることができら
うか…。

そんな思いの中で始まった開会式、会場のフィル
ハーモニアホールの壇上から天を仰ぐと4階席まで
ほぼ満員の状況でありました。あの壇上からみた景
色を私はしばらく忘れることはないでしょう。そし
て基調講演やシンポジウムなどを通して、やはり我
われ人には一堂に会し、学び・共有し、議論するこ
とができるように集まれる場所があることが必要だ
と改めて感じました。オンラインだけでは体験する
ことができない、あの臨場感と肌で感じることで
きる空気感がやはり私は好きです。

かくして大きなトラブルなどもなく全2日間の日
程は大盛況のうちに終了することができました。こ
の場を借りて、改め
て参加されたすべて
の方々から心から御礼
を申し上げます。

「たがいに・ささ
えあい・つながり」
の先にはきっと明る
い未来が待っていま
す。

来年は栃木でお会
いしましょう！

栃木大会でお会いしましょう

一般社団法人栃木県社会福祉士会
会長 松永 千恵子

大分県社会福祉士会の皆さま、素晴らしい全国大
会・学会を開催してくださりありがとうございます
でした。

大分大会に参加し、その規模の大きさ、人の多さ、
前日準備や当日の差配などのご苦勞を拝見し、これ
は本当に大変なことであると感じました。しかし、
大分県社会福祉士会の実行委員の皆さまには前向き
で、楽しい雰囲気があり、パワーを感じました。大
分県社会福祉士会の皆さまには、大分の実行委員
会に栃木の実行委員が特別に参加させていただき
リアルな準備の話をお伺いし、また資料も頂戴いた
しました。栃木県社会福祉士会を盛り上げ、力を蓄
える良い機会を頂戴したと考えております。この場
をお借りしてさまざまなお配慮に厚く御礼申し上げ
ます。

そして、次は栃木大会です。時代のキーワードで
ある「地域共生社会」を中心に、基調講演、記念講
演を展開し、福祉の新しい情報・知識を皆さまにお
届けできましたら幸いです。

来年は栃木でお待ちしています。



左から白田大分県社会福祉士会会長、松永栃木県社会福祉士会会長

第32回日本社会福祉士会
全国大会・社会福祉士学会
(栃木大会)

【日程】

2024年6月22日(土)
～23日(日)

【会場】

ライトキューブ宇都宮
(栃木県宇都宮市)

日本ソーシャルワークセンターへの協力について ～こども家庭ソーシャルワーカー資格の推進にむけて～

本会は、こども家庭福祉分野の「国家資格の創設」の動きに対しては一貫して反対をしています。これまでも日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) と日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (以下、「ソ教連」) は2019年3月から5月にかけて、児童福祉司に社会福祉士・精神保健福祉士の必置を求める全国署名活動を展開し、衆・参両議院議長に4万人を超える署名を請願として提出、厚生労働省子ども家庭局 (当時) にも要望書を提出しました (ニュース193号参照)。

2020年2月の「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」の最終とりまとめでも、国家資格とするか、認定資格とするかの決着はつかず、2022年2月に開催された第41回社会保障審議会児童部会社会的養育専門部会において、「まずは、現在も現場で実務を担当する社会福祉士や精神保健福祉士その他保育士、相談援助等の実務経験者について、一定の実務経験や幅広いスキルや知識を身につける研修等を経て児童福祉司の任用要件を満たすための認定資格」を制度化することが決定されました。この専門部会では、社会福祉士・精神保健福祉士の基盤の上に、子ども家庭福祉に関する内容を上乘せ・強化した「認定資格」

の仕組みを創設することが合意され、ほぼ私たちの主張が認められたものとなりました (ニュース203号参照)。

これらの経緯を踏まえ、2022年6月、児童福祉法が改正され、新たな認定資格として「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました (ニュース208号参照)。一方、改正法附則第2条では、「国家資格を含め、この法律の施行後二年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされ、国家資格化の道は残されている状況です。

2023年6月、本会、ソ教連、日本精神保健福祉士協会および日本医療ソーシャルワーカー協会は、この「認定資格」の「研修の認定」「試験の実施」「登録の実施」を行う機関の受託を目指し、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを設立しました。一人でも多くの社会福祉士が「認定資格」を取得し、子ども虐待の撲滅と権利擁護の推進に寄与できるよう、本会は日本ソーシャルワークセンターへの協力を継続していきます。

ニュースバックナンバーはこちら→



「2024年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は、毎年6月を目途に国へ翌年度の予算・制度に関する提案書を提出しています。

本年は、6月10日に厚生労働省 (川又竹男社会・援護局長、大西証史老健局長)、子ども家庭庁 (吉住啓作支援局長) に、西島会長が提案書を手渡すとともに、意見交換を行いました。そして、6月20日に法務省出入国在留管理庁 (君塚宏在留管理支援部長) と安藤副会長、岡本副会長が提案書に関する意見交換を行いました (職名はすべて当時)。また、法務省、内閣府、文部科学省、総務省、デジタル庁に提案書を送付しました。

なお、提案書は、昨年度の提案事項を踏まえ、理事、委員会、都道府県社会福祉士会から意見のあった事項について、理事会で検討を重ね、作成しています。

日社福士2023-125

2023年6月9日

2024年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○重層的支援体制整備事業における社会福祉士の活

用の検討

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。

困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提とし、すべての人びとのための仕組みとされています。

この仕組みを具現化するためには、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、改正社会福祉法において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の更なる活用に向け、具体的な検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多



西島会長と川又社会・援護局長（職名は当時）

様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日）において、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人人体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である。」との記載がありますが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が望まれるため、各福祉事務所設置自治体が有資格者を配置した際の国費割増制度の検討を願います。

○ひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援には、ひきこもり当事者やその家族への医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要です。さらに、個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション）等ソーシャルワーク機能を発揮した支援の展開が不可欠です。

既に都道府県、指定都市に設置されている、「ひきこもり地域支援センター」では、社会福祉士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつけることとされています。このことから、令和4年度から市町村で実施できるこ

ととなった「ひきこもり支援ステーション事業」、「ひきこもりサポート事業」についても、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○ひきこもり支援における教育関係機関との連携の推進

令和3年10月に出された「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」のとりまとめでは、福祉関係機関と教育関係機関の連携についての配慮のお願いがされておりますが、上記のように卒業・中退した後には支援が途切れるなど、連携・協働が十分とは言えない現状があります。

そのため、当事者が連続的、継続的に支援を受けることができるよう、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関に対して、不登校支援からひきこもり支援への移行支援会議の開催など、更なる働きかけをお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らか場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「所在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

なお、福祉事務所が疲弊することのないよう施策の検討をお願いいたします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を

講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についても社会福祉士の配置をお願いします。

なお、配置を進めるにあたっては、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用での配置をお願いします。

○生活福祉資金の相談窓口における社会福祉士の配置について

生活福祉資金の特例貸付の償還に関しては、厚生労働省から自治体に対して生活福祉資金貸付窓口の体制強化の要請をいただいたところですが、相談者の多くは、経済的困窮をはじめ、複合的な課題を抱えていることが多くあり、相談者が自律的な生活を送ることができるよう支援するためには、貸付による支援だけでは限界があり、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合的な視点での伴走型支援が必要不可欠です。

生活福祉資金の相談窓口には、複合的な生活課題をアセスメントし、多機関や地域社会との連携を図り、課題への制度横断的な対応の専門性を有する、社会福祉士の配置および必要な財源措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など

地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑化

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いいたします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている（「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書））。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされています。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソ

シャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

○災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの改正

災害時の福祉支援体制の整備について（各都道府県知事あて平成30年5月31日 社援発0531第1号 厚生労働省社会・援護局長通知）で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正することを提案します。

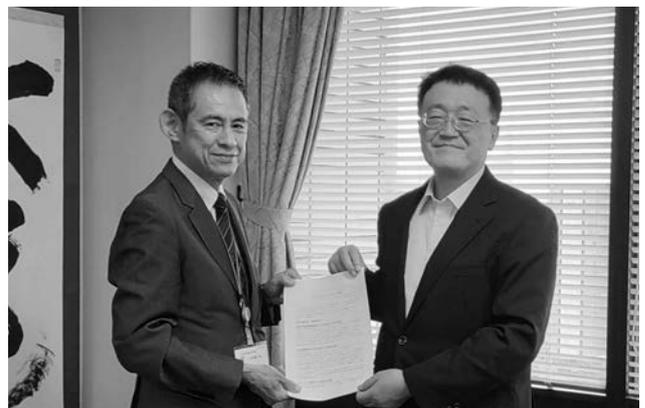
【老健局関係】

○社会福祉士資格を有する支援相談員に対する介護報酬上の評価の検討

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性を明らかにするため、令和4年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」に取り組みました。

この調査では、社会福祉士を有する支援相談員が有効に機能することによって、介護老人保健施設の機能と役割である「在宅復帰支援」と「在宅療養支援」に貢献している実態が明らかになりました。

更なる介護老人保健施設における「在宅復帰支援」及び「在宅療養支援」の推進の観点から、社会福祉士を有する支援相談員に対する介護報酬上の評価を検討していただくよう、お願いします。



西島会長と大西老健局長（職名は当時）

【こども家庭庁関係】

○こどもの権利擁護のさらなる推進 ～経済的搾取の実態把握と社会福祉士の積極活用～

平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。

その中であって、社会的養護を必要とするこどもたちは、保護者による不適切な養育に加え、家族や地域とのつながりが途切れるほか、施設入所・里親委託による生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、今般配置されることとなった意見表明支援員の養成・確保を早急に進めるほか、社会的養護から自立した18歳以降の若者への権利擁護の取組をお願いします。

また、現在、児童虐待防止法においては、身体的・性的・ネグレクト・心理的の4類型が虐待として規定されていますが、高齢者や障がい者虐待に規定されている「経済的虐待」の規定がありません。児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示されていることから、より子どもの権利擁護を促進させるためにも、子どもの経済的搾取の実態を把握し、保護者による子どもの財産の適切な管理、経済的搾取から子どもたちを守るための取組について検討をお願いします。

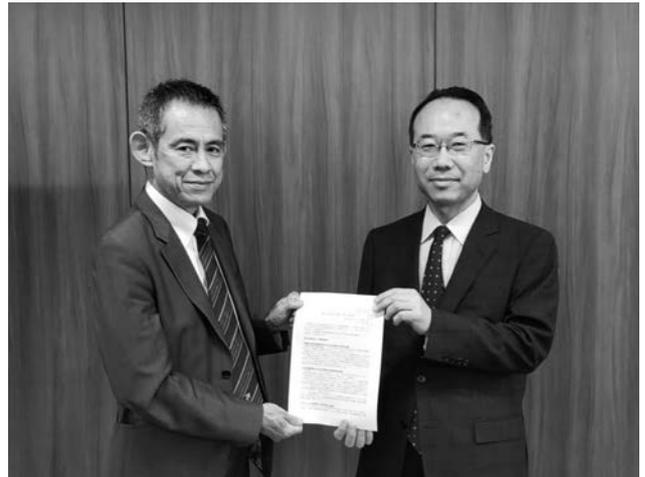
なお、これらの取組を推進するためには、地域における権利擁護の最前線となる市町村の体制強化が不可欠であることから、こども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター）、要保護児童対策地域協議会等において専門職である社会福祉士の配置の促進をお願いします。

○こどもの貧困対策に基づく各種手当の所得制限等の廃止と高等教育の完全無償化等について

3年余にわたるコロナ禍に加え原油価格・物価の高騰は、子育て家庭の生活に強く影響を与えています。とりわけ令和3年度のひとり親世帯の50.2%が

等価世帯収入の中央値の2分の1以下に属しており、保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられず非常に深刻な状況です。

そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当制度の拡大と同様、児童扶養手当をひとり親家庭が使いやすいような円滑な実施の手立て、及び高校教育までの完全無償化及び高等教育における給付型奨学金促進等の推進強化を望みます。



西島会長と吉住支援局長（子ども家庭庁）（職名は当時）

【法務省関係】

(人権擁護局)

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

(大臣官房秘書課)

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメ

ントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

(出入国在留管理庁)

○「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」にかかる福祉専門職の活用

外国人総合支援コーディネーター（仮称）には、社会福祉士等の福祉専門職の積極的な活用と、支援コーディネーター検討の場には、福祉専門職の委員の採用を要望します。

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）と取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が2022年6月に決定され、2023年4月には「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について」の検討結果報告書が発表されました。この報告書では、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）の育成および、専門性の高い支援人材の認証制度のあり方の検討に触れられています。

本会では、2006年度から2015年度にかけて、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して、「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催し、2012年度には、『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』（中央法規出版）、2019年度においては、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業）を発刊し、社会福祉士を中心とした相談援助職に対する総合相談の質の向上とコーディネート人材の養成に15年に渡り尽力して参りました。

これらの実績をもとに、外国人総合支援コーディネーター（仮称）には社会福祉士等の福祉専門職の積極的な活用をご検討いただき、支援コーディネーターの検討の場には、地域共生社会と福祉の視点を持った専門職の委員の採用を要望いたします。また、「専門性の高い支援人材の認証制度」の観点からは、認定社会福祉士認証・認定機構における認定制度および、本会の人材育成システムのご活用をご検討いただきますようお願いいたします。



君塚在留管理支援部長（職名は当時）、岡本副会長、安藤副会長

【内閣府関係】

(内閣府政策統括官（防災担当）)

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

内閣府及び消防庁の調べによると2022年1月1日現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が99.9%であるのに対し、個別避難計画の未策定自治体は未だ33.0%存在します。実効性のある個別避難計画作成に向けた取組を進めている自治体のうち福祉専門職の参画に取り組む団体は65.4%となっています。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものでありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携により個別計画策定の実効性が上がるよう、引き続き推進をお願いします。

○災害時における福祉的支援活動の災害救助法等適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化と活用の促進

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務には、児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月）において学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により、福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められております。

しかしながら、現在十分な配置・活用がなされているとはいいがたく、総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」に基づく勧告（令和2年5月15日付け）においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要であると指摘されております。

子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、チーム学校の推進は不可欠であることから、その重要な担い手であるSSWの常勤配置（正規職員や週30時間勤務）や活用について、さらなる促進をお願いします。

○学校給食の給食費無償化について

内閣府が公表している「令和3年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」では、「食料が買えない経験」がある子どもは、子どもがある全

世帯のうち16.9%となっています。

学校給食の無償化については、中央教育審議会『次期教育振興基本計画について（答申）』（令和5年3月8日）が示すように、学校給食や食育の充実を通じた児童生徒の心身の健康の増進と体力の向上を図るという点において大切です。学校給食の未実施解消のみならず、さらに全国市区町村における学校給食の完全実施と給食費の無償化に向けた取り組みをお願いします。

【総務省関係】

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けての検討

デジタル庁で行われている検討会の中間とりまとめが2023年2月に公表されましたが、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備（マイナンバーカードの代理交付・申請補助等）について、「入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう緩和するとともに、困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75歳以上の高齢の方）には実質不要とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。」とされています。

例示にあげられている、判断能力が不十分な成年被後見人の範囲には、被保佐人、被補助人、任意後見制度の利用者も含まれます。これらの方々の法定代理人（任意後見受任者）が本人に代わって手続きを行う場合には、前提として本人の意思を確認すること、本人の意思が確認できない場合であっても本人の不利益とならないよう、代理人に対して「登記事項証明書」以外の過重な証明書や必要書類の提出を求めない取扱いとすることを求めます。また、高齢者や障害者等、日常生活における行政手続きに支援が必要な状態にある方々の多くは成年後見制度の利用をしていないことから、代理を行う者には法定代理人だけではなく、日常的に本人を支援する介護支援専門員、相談支援専門員等の福祉関係者が多く存在し、実際に支援を行っています。

自治体向けの事務処理要領の改訂にあたっては、こういった介護・福祉関係者による対応の実情を踏

まえるために、関係団体等への意見聴取等を行っていただくことをお願いします。

また、取得したマイナンバーカードの管理について、中間とりまとめでは管理する対象が、カードそのもののことなのか、カードに内包される個人情報も含めたものを対象としているのかが判然としないため、管理のあり方についても上記関係団体等への意見聴取等を行うなどして、実態を把握し、とりまとめられることをお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○学校給食の給食費無償化について

内閣府が公表している「令和3年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」では、「食料が買えない経験」がある子どもは、子どもがある全世帯のうち16.9%となっています。家庭内で十分な食事をとることが困難な子どもにとって、義務教育内において「食」の確保の必要性は明白です。全国市区町村における学校給食の完全実施と給食費の無償化に向けた地方交付税措置の拡充をお願いします。

【デジタル庁関係】

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けての検討

デジタル庁で行われている検討会の中間とりまとめが2023年2月に公表されましたが、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備（マイナ

ンバーカードの代理交付・申請補助等）について、「入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう緩和するとともに、困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75歳以上の高齢の方）には実質不要とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。」とされています。

例示にあげられている、判断能力が不十分な成年被後見人の範囲には、被保佐人、被補助人、任意後見制度の利用者も含まれます。これらの方々の法定代理人（任意後見受任者）が本人に代わって手続きを行う場合には、前提として本人の意思を確認すること、本人の意思が確認できない場合であっても本人の不利益とならないよう、代理人に対して「登記事項証明書」以外の過重な証明書や必要書類の提出を求めない取扱いとすることを求めます。また、高齢者や障害者等、日常生活における行政手続きに支援が必要な状態にある方々の多くは成年後見制度の利用をしていないことから、代理を行う者には法定代理人だけではなく、日常的に本人を支援する介護支援専門員、相談支援専門員等の福祉関係者が多く存在し、実際に支援を行っています。

自治体向けの事務処理要領の改訂にあたっては、こういった介護・福祉関係者による対応の実情を踏まえるために、関係団体等への意見聴取等を行っていただくことをお願いします。

また、取得したマイナンバーカードの管理について、中間とりまとめでは管理する対象が、カードそのもののことなのか、カードに内包される個人情報も含めたものを対象としているのかが判然としないため、管理のあり方についても上記関係団体等への意見聴取等を行うなどして、実態を把握し、とりまとめられることをお願いします。

提出した提案書はホームページに掲載していません。

意見・要望書のページはこちら→



2023年度 補助金事業

「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」について

厚生労働省の令和5年度社会福祉推進事業課題番号17「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」について、本会の研究申請が採択されました。

本調査研究事業では、自治体等における社会福祉士等福祉専門職（以下、「社会福祉士等」）の採用・活用の状況等実態を把握し、将来必要とされることが見込まれる社会福祉士等ソーシャルワーク専門職の推計に関する検討を行います。

地域共生社会の実現に不可欠である自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着の状況について、全国規模での量的な把握等がなされておらず、このため実態が明らかにされていません。

また、地域共生社会の実現に向けては、分野横断

的な支援体制の整備や地域特性に応じた取組みが求められていますが、地域性や担当する分野によって、社会福祉士等がどのような状況に置かれているのかの共通理解もなされていません。

現状の把握ができていない中、地域共生社会の実現に向けて、今後どのように社会福祉士等を活用していくべきかという方途を適切に描くことは困難であり、自治体等における社会福祉士等の人材確保の計画や見通しの立てづらさにも直結します。

以上の観点から本調査研究では、自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着状況を捉えるとともに、地域や分野ごとの特徴も踏まえ、さらには、将来において必要が見込まれる社会福祉士等の数の算出方法の検討を行う予定です。

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究

2022（令和4）年度に引き続き2023（令和5）年度も、厚生労働省の老人保健健康増進等事業「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」について、本会の研究申請が採択されました。

2022（令和4）年度研究事業では、介護老人福祉施設等の介護保険施設において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士（生活相談員等）は、施設利用者への支援のほか、地域住民に対する多様な相談援助や、顔の見える関係の構築、地域内での多機

関連携の調整役等としての役割を担っていることが示唆されました。一方、社会福祉士による活動実態の詳細な把握や、専門性の発揮状況、地域包括ケアの推進に向けて社会福祉士がもたらす効果等に関しては、十分に示すことはできませんでした。

そこで、2023（令和5）年度研究事業では、介護保険施設等へのフォーカス・グループ・インタビュー調査、自由記述調査、ヒアリング調査を通じて、介護老人福祉施設等における社会福祉士の活動実態と有効性を明らかにします。

2023年度ソーシャルワーカーデー報告

～全国各地のイベント～

本年度も海の日*を中心に、全国各地でソーシャルワーカーデーのイベントが開催されました。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、継続的に実施しています。

本年度は、参集形式によるイベントも多く開催され22府県で実施されました。



ソーシャルワーカーデーのロゴ入りバッジを販売しています(販売価格は500円)。ご購入を希望される方は本会にご連絡ください。E-mail: info@jacsw.or.jp

(2023年7月31日現在)

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
青森県	2023年度ソーシャルワーカーデー ワーカーと話そう!～ケアラー支援について考えよう～ 参加4団体の活動紹介のパネル展示・サブテーマに沿ったシンポジウム等	10月8日(日)	青森県立保健大学 (予定)
岩手県	2023年度ソーシャルワーク三団体合同 研修会 意思決定支援とソーシャルワーク～ク ライアントの権利を守るソーシャル ワーカーとしての視点とは～	7月22日(土)	岩手県立大学 共通講義棟201
宮城県	ソーシャルワーカーデー 2023 in みやぎ <第1部>シンポジウム「ソーシャル ワーカーの過去・現在・未来」 <第2部>交流会・意見交換会	8月19日(土)	仙都会館8階会議室
山形県	ソーシャルワーカーデー 2023 in やまがた ソーシャルワーカーと知り合おう	7月30日(日)	東北文教大学、 東北公益文科大学
福島県	2023年福島県ソーシャルワーカーデー ～生きづらさを抱えた状況を乗り越える Beyond the hard life～ 基調講演、講師とフロアとの交流 バズ セッション&グループワーク	7月23日(日)	郡山市労働福祉会館 3F 大ホール
茨城県	集まれ!未来のソーシャルワーカー 現役SWとの交流を通して、将来につ いて考えてみませんか?	7月17日(月・祝)	セキショウ・ウェルビー イング福祉会館3F 多目的ホール/ オンライン(Zoom)
群馬県	ソーシャルワーカーデー 2023 in ぐんま トラウマインフォームドケア/講演会	7月29日(土)	群馬県社会福祉 総合センター8階
新潟県	ソーシャルワーカーデーにいがた 2023	7月22日(土)	新潟ユニゾンプラザ
富山県	ソーシャルワーカーデー 2023 in とやま ソーシャルワーカーを知ろう!	7月8日(土)	富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 1F福祉ホール
福井県	ソーシャルワーカーデー in ふくい 2023	7月17日(月・祝)	アオッサ1階 アトリウム

*海はすべてを包み、生命を生み出す母胎であり、力強さにあふれていることから、「海の日」をソーシャルワーカーに対する関心と理解を広げる象徴としてソーシャルワーカーデーを設定しました。

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
山梨県	ソーシャルワーカーデーやまなし 2023 ／ソーシャルワーカーの自殺予防対策 ／第1部:講演会、第2部:グループワーク・交流会	8月5日(土)	山梨県立文学館 研修室 (オンライン参加有)
長野県	2023年度長野県ソーシャルワーカーデー 4団体主催企画 「ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性」を考えるフォーラム	7月9日(日)	オンライン(Zoom)
岐阜県	ソーシャルワーカーデー 2023 in 岐阜 ①共同メッセージの作成、発表 ②楽しみながら学ぶ 福祉	①7月17日(月・祝) ②10月21日(土)	中部学院大学 たのしみん祭会場
静岡県	2023年度ソーシャルワーカーデー普及啓発イベント 「地域共生社会とソーシャルワーカーの役割 パート3～子ども分野のソーシャルワークを考える～」	7月17日(月・祝)	オンライン (Zoomウェビナー)
愛知県	ソーシャルワーカーデー 2023 in あいち ／基調講演 「ヤングケアラーをめぐる動向 成果と今度の課題」／実践報告「ヤングケアラーへのソーシャルワーク実践」	8月27日(日)	愛知教育大学 第二共通棟 431講義室 ／オンライン(Zoom)
三重県	ソーシャルワーカーデー 2023 in みえ ソーシャルワーカーに会いに行こう！ ／第1部:講演、第2部:グループセッション	7月29日(土)	鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス B講義棟3513教室 他
京都府	Social Workers Day！！2023 東九条に出会おう！～在日コリアンの歴史といま～	7月3日(月)	京都市南区東九条 松ノ木団地周辺 (フィールドワーク)
岡山県	ソーシャルワーカーデー 2023 IN おかやま こんなところにもいるよ！ソーシャルワーカーたち	7月17日(月・祝)	岡山コンベンションセンター 2階展示ホール
山口県	ソーシャルワーカーデー 2023 in やまぐち ／生活を支えるSWの魅力を知ろう ＜第1部＞シンポジウム ＜第2部＞懇談会	7月17日(月・祝)	山口県立大学 (北キャンパス) 2号館4階
徳島県	ソーシャルワーカーデー 2023 in とくしま 社会的孤立に立たされているクライアントに対するソーシャルワーカーの取り組み～地域共生社会を目指し、これからの支援を考える～／行政説明、実践報告&ディスカッション	7月8日(土)	徳島県立総合福祉センター 5階ホール
香川県	ソーシャルワーカーデー in 香川 2023 地域共生社会の実現に貢献できる人材を育むーソーシャルワーカーの仕事の魅力ー	7月30日(日)	高松商工会議所会館
愛媛県	ソーシャルワーカーデー 2023 in 愛媛 誰も追いつめられないことのない社会の実現を目指して／ ＜第1部＞講演、シンポジウム ＜第2部＞会場限定	7月23日(日)	松山市総合 コミュニティセンター 第8・9会議室 (第1部はZoom併用)

会長就任あいさつ

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久

この度、第35回通常総会で会長に再任されました西島善久です。今期で4期目になりますが、よろしくお願いいたします。

この間を振り返ると、厚生労働省において、2018（平成30）年3月に「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」が取りまとめられ、地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の養成を行うために、養成カリキュラムの見直しが行われました。2021（令和3）年度から新たなカリキュラムによる養成が始まり、2024（令和6）年度为国家試験から新たなカリキュラムに沿った出題が行われます。

また、2022（令和4）年1月、この養成カリキュラムの見直しを踏まえた国家試験の実施に向け、「社会福祉士国家試験の今後の在り方について」が取りまとめられました。国家試験は、基本的な知識および技能が備わっていることを確認・評価するものとされ、特定の実践分野で必要とされる詳細な知識および地域共生社会の実現に向けて求められるより高度な知識や技術等は、資格取得後のソーシャルワーク実践および職場での研修や職能団体が行っている認定社会福祉士制度などを通して、継続して学ぶことが望まれると整理されました。これは、本会から検討会に提出した意見と一致するものです。

2022（令和4）年4月には、厚生労働省から社会福祉振興・試験センターに、地域共生社会の実現に向け、社会福祉士の質的量的拡充を早期に対応するため、2022（令和4）・2023（令和5）年度为国家試験においても報告書の内容を考慮し、段階的な移行を依頼する通知が出され、2022（令和4）年度から基本的な知識を問う問題を増やす等の対応が行われています。

2023（令和5）年2月に実施された国家試験は、受験者数36,974人、合格者数16,338人、合格率は44.2%に上昇しました。

社会福祉法の一部改正の際、参議院の附帯決議として、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が明記され、実施市町村の拡充に向け、実践力の高い社会福祉士の量的拡充が求められています。

本会は、新たな社会福祉士の仲間の誕生を歓迎するとともに、現任者の育成に尽力してまいりたいと考えています。

「社会福祉士という資格が広く社会に認められること」、おそらく、この思いは多くの会員の皆さまと同じだと思います。

この思いを胸に刻み、引き続き会の発展に取り組んでまいります。

皆さまのご支援とご理解・ご協力をお願いいたします。

2023/2024年度 新理事・監事のご紹介

第35回通常総会にて、本会の新しい理事12人・監事2人が決まりましたのでご紹介します。

【任 期】

2023年6月17日～2025年度通常総会まで

【プロフィールの見方】

- ①氏名 ②所属都道府県社会福祉士会 ③勤務先名称 ④職種・役職
- ⑤自己PR ⑥会員へひと言

※2023年7月末現在



会 長

- ①西島 善久 (にしじま よしひさ)
- ②大阪社会福祉士会
- ③社会福祉法人玉美福祉会
- ④理事長

⑤やりたいと思えば、すぐに行動する、楽観的でポジティブ！

⑥中期計画に示した社会福祉士の任用拡大と実質的な業務独占に向け、役職員一同、力を合わせて取り組みます。



副会長

- ①中田 雅章 (なかだ まさあき)
- ②岡山県社会福祉士会
- ③中田社会福祉士事務所
- ④所長

⑤主にSSWとして活動しています。趣味はエレクトーン&ピアノです。
⑥組織率の向上のために、正会員の皆さまと協働しながら魅力ある職能団体を創って参りたいと思います。



副会長

- ①安藤 千晶 (あんどう ちあき)
- ②静岡県社会福祉士会
- ③一般社団法人静岡市清水医師会
- ④総合相談部長

⑤ひっそりと旅に出て、ぼーっとした時間を過ごす。次の活力につながります。

⑥自身の実践を簡潔にわかりやすく説明し、現職の特性も活かして、高度な専門職との有機的な連携と支援の共有を実現したいと願っています。



副会長

- ①岡本 達也 (おかもと たつや)
- ②富山県社会福祉士会
- ③更生保護法人養得園
- ④副理事長

⑤歴史を振り返ること、街の空間を感じる、銭湯に行くことです。他分野の人びととの対話。
⑥社会福祉士の社会的認知度の向上に向けて、法制度や行財政面から取り組み、次世代につなげたいと思います。



理事

- ①伊東 良輔 (いとう りょうすけ)
- ②福岡県社会福祉士会
- ③一般社団法人ばるむ
- ④代表理事

⑤ゆったりドライブとのんびりツーリング、たまにアウトドアを楽しんでいます。

⑥会員の皆さまと共に「社会福祉士」の社会的地位向上を目的に、情熱を持って自らの職責を果たして参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



理事

- ①栗原 直樹 (くりはら なおき)
- ②埼玉県社会福祉士会
- ⑤共働き、子ども4人保育所延べ15年、学童延べ12年の利用者で評論家。

⑥児相、大学教員を退職しても関わってきた「こども家庭」の動向が気になり、SWの構えは一生もののようです。

 <p>理事 ①神内 秀之介 (じんない しゅうのすけ) ②北海道社会福祉士会 ③ふくしのよろずや神内商店合同会社 ④代表社員 ⑤座右の銘は「向き不向きより前向き」です。 ⑥北海道で副会長・会長を歴任してきました。早く務めを覚えて会員の皆さまのお役に立てるよう取り組みます。</p>	 <p>理事 ①徳永 実 (とくなが みのる) ②香川県社会福祉士会 ③一般社団法人ええる福祉会 ④代表理事 ⑤プロレス、野球 (高校野球とタイガース)、三国志ファンです。 ⑥社会福祉士の皆さまはじめ日本社会福祉士会のお役に立てるよう微力ではありますが精一杯取り組みます。</p>
 <p>理事 ①中村 直樹 (なかむら なおき) ②青森県社会福祉士会 ③弘前医療福祉大学短期大学部 ④准教授 ⑤社会福祉・社会保障系教員／防災士資格有、BCP も教えています。 ⑥入会14年目。“社会福祉士会大好きマン”として善進中。魅力ある会になるよう理事として努力いたします。</p>	 <p>理事 ①中山 貴之 (なかやま たかゆき) ②兵庫県社会福祉士会 ③兵庫県社会福祉士会事務局 ④次長 ⑤昨年度より県士会事務局で仕事をしております。モノノフです。夏菜子推し。そして最近「観る将」になりました。 ⑥社会福祉士の認知度向上、資質向上、地位向上、そして社会福祉士会の更なる発展のために全力で取り組みます。</p>
 <p>理事 ①星野 美子 (ほしの よしこ) ②東京社会福祉士会 ③TRY 星野社会福祉士事務所 ④代表 ⑤今期で4期目となります。最後の2年に関わる業務の引継ぎを意識して取り組みます。 ⑥成年後見制度利用促進の動きは、制度だけではなく権利擁護支援への社会福祉士としての向き合い方が問われており、地域のシステム作りへの関与が求められています。SWのあらゆる機能の活用の基盤作りに引き続き取り組みます。</p>	 <p>理事 ①山下 康 (やました やすし) ②神奈川県社会福祉士会 ③社会福祉法人かながわ共同会 ④理事長 ⑤観葉植物で部屋をジャングルにしてみました。 ⑥社会福祉士の存在感が求められています。地域の中でネットワークを大切に、権利擁護の旗を共に高く掲げていきましょう。</p>
 <p>監事 ①江原 伸弘 (えはら のぶひろ) ②神奈川県社会福祉士会 ③JA神奈川県中央会 ④農業くらし対策部 次長 ⑤相変わらず、近場の温泉で、露天風呂にのんびり浸かっています。 ⑥4期目となります。監事としての職務をやり遂げます。よろしく願いいたします。</p>	 <p>監事 ①笠田 朋宏 (かさだ ともひろ) ③笠田公認会計士・税理士事務所 ④所長 ⑤公益法人の税務・書類作成・監査・会計指導を活動しております。 ⑥直接的に会員の皆さまの業務に精通しておりませんが、会計面でサポートさせていただければ幸いです。</p>

第35回通常総会で退任された理事

- 中島 康晴 氏 (広島県社会福祉士会)
- 公文 理賀 氏 (高知県社会福祉士会)
- 竹田 匡 氏 (北海道社会福祉士会)
- 橋 典孝 氏 (石川県社会福祉士会)

ご尽力いただきありがとうございます。お疲れさまでした。



第35回通常総会を開催しました

2023年6月17日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区日本橋茅場町)において、47の正会員(都道府県社会福祉士会)の代表者が出席(内、4正会員は書面表决)し、第35回通常総会を開催しました。

今回は、2019年6月の第33回通常総会以来4年ぶりに、正会員代表者が会場に集まるかたちでの開催でした。

第1号議案「2022年度決算報告」は、第1号報告「2022年度事業報告」と合わせて報告がありました。中田副会長から当日配布資料を用いて、2022年度もコロナ禍により総会などの会議でオンライン会議を活用したため旅費支出が抑えられたことなどにより決算は黒字になったことを報告し、公益認定における財務三基準(「公益目的事業の収支相償(収支がマイナスであること)」、「公益目的事業比率(50%以上であること)」、「遊休財産の保有制限(公益目的事業費以下であること)」)は満たしていることなど、財務状況について説明しました。安藤副会長からは2022年度の事業計画と対比しながら取り組んだ事業について報告しました。その後、宗監事から事業および会計は適正に執行されていることが報告されました。質疑では、事業報告に関連した意見として、県からヤングケアラーの相談事業を受諾しているが、ヤングケアラーについては県レベルの対応が時限的であり、市町村で相談体制が整備されることが望ましいと言っているため、県レベルでの対応が継続されることを働きかけてほしいこと、コロナ禍が収束した後の平時でも基礎研修をオンライン開催が認められるよう認定社会福祉士認証・認定機構に働きかけてほしいという意見が出されました。栗原理事から、ヤングケアラーの相談実務についてはそれぞれの地域で行っていくことになると想定されるが、本会として引き続き研修の開催や情報提供を行っていくこと、中田副会長から、演習は課題整理が必要だが、講義は平時でもオンラインでの開催が認められるよう研修開催について認定社会福祉士認証・認定機構に働きかけていくことを説明しました。

第2号議案「役員選任案」は、選挙管理委員会の手塚敬一郎委員長から、役員候補者の選出経緯と理事候補者12名および監事候補者2名の報告を行いました。その後、候補者一人ひとりについて挙手による採決を行い、全員が賛成多数で可決されました。

続いて、第2号報告「こども家庭ソーシャルワーカーの認定機関について」は、西島会長から当日配布資料を用いて6月1日に一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを設立したことと令和6(2024)年度予算案等について報告しました。質疑では、予算にこども家庭ソーシャルワーカーの認定試験や研修の委託費が計上されているが、委託先として正会員と一般企業等のどちらを想定しているのか質問が出されました。西島会長から研修等の実施は大学等が中心となることが想定されるが、職能団体も一定の関わりを持つことになること、詳細は、決まり次第、正会員に連絡することを説明しました。第3号報告「2024年度予算・制度に関する提案書」および第4号報告「2022年度関係行政機関等への意見・要望等の状況」は、西島会長から報告をしました。

事務連絡では、開催が間近の第31回全国大会(大分大会)の準備状況を大分県社会福祉士会の白田晃久会長から、2024年度開催の第32回全国大会(栃木大会)の準備状況を栃木県社会福祉士会の松永千恵子会長から報告しました。また、奈良県社会福祉士会の西田利昭会長から2027年度の第35回全国大会の開催について、宮崎県社会福祉士会の川崎順子会長から2028年度の第36回全国大会の開催について立候補したことが報告されました。その他、各担当理事から2022年度事務局代表者会議開催報告、ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用促進に関する調査研究事業報告、法テラスが行っている靈感商法等にかかる「ワンストップ相談会」への協力依頼を行いました。

議案資料集および議事録は、本会ホームページに掲載しています。



IFSWローリー事務局長が来日されました

2023年7月31日に、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のローリー事務局長 (Dr. Rory G Truell) が来日し、本会事務局で講演会が開催されました。

ローリー事務局長からは、IFSWへの日本の貢献について、謝辞が述べられました。日本からのウクライナ難民支援活動等への義援金の使途の例として、ウクライナの「コミュニティ・ストア」の事例が紹介されました。

人道的支援とソーシャルワーク的視点での支援の違いなどに触れながら、コミュニティ・ストアの仕組み、目的、効果などを説明する中で「支援物資が

届くことはもちろん大切だが、人びとは『支援を受ける人』でいることを望んでいるわけではない、ということ、私たちソーシャルワーカーは知っている」と語られました。

詳細は、日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) のホームページをご覧ください。



JFSWのホームページはこちら→



ローリー事務局長 (前列中央) と講演会に参加したJFSW関係者の皆さん

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方で成年後見業務を力強くサポート。

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け

TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

はあとな東京報告様式(2022年8月版) 装備

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額! 特価キャンペーン実施中!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2024年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認下さい。

法律とコンピューター
株式会社リーガル

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

<https://www.legal.co.jp/>

JCSW 日本社会事業大学

Japan College of Social Work

大学院 社会福祉学研究科

博士前期課程(修士課程) 2年
博士後期課程(博士課程) 3年

2023年度説明会日程

日程	曜日	時間
9月10日	日	12:30~16:00
10月28日	土	12:30~16:00
11月25日	土	12:30~16:00
12月9日	土	12:30~16:00

お問い合わせ

入試広報課
TEL:042-496-3080
Email:pr@jcsw.ac.jp

生涯研修センター情報

「2023年度司法福祉全国研究集会」のご案内

近年の刑事司法をとりまく環境は、大きな改革を遂げています。本年度の研究集会では、1日目は性暴力をテーマとして、政策や更正支援計画に関する講義を行い、2日目は事例検討会を行う予定です。

【日程】2023年12月2日(土)～3日(日)

【開催方法】オンライン研修 (Zoom ウェビナー)

【定員】190人 (先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2023年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立



した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。なお、本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっています。

【日程】2023年12月17日(日)

【開催方法】オンライン研修 (e-ラーニング、Zoomミーティング)

【定員】90人 (先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、

本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2023年度認定社会福祉士認定研修」のご案内

認定社会福祉士取得のための認定研修ルートに位置づけられた「認定社会福祉士認定研修」を開催します。

本研修は、申し込み時点で受講要件をすべて満たしていることが必要です。受講要件は、認定社会福祉士の取得ルートによって異なりますので、詳細は本会ホームページに掲載している開催要項をご確認ください。

【日程】

①2024年3月2日(土)～3日(日)

②2024年3月9日(土)～10日(日)

【開催方法】オンライン研修 (Zoom ミーティング)

【定員】各日程48人 (先着順ではありません)

【申込締切】2023年10月4日(水) 必着

新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■昭和女性のご根性人生

編著：松村 緑 (福岡県社会福祉士会)

発行元：文芸社

発行年月：2023年3月

A5判 / 248頁

価格：1,400円 (税別)

〈動乱の昭和〉という、さまざまな不平等や不条理がまかり通っていた時代に、疎開、父の病気による家計のひっ迫による進学断念、職場における

男尊女卑、社会福祉の未成熟など、さまざまな困難に立ち向かいながら、市の職員として常に全力投球とベストを尽して生き抜いてきた昭和9年生まれの一女性の思い出の記録。「世の中の不平等や不合理を、少しでも無くしたかった!」



■現場で役立つ! 社会保障制度活用ガイド 2023年版 ケアマネ・相談援助職必携

著者：福島 敏之 (東京社会福祉士会)

発行元：中央法規出版

発行年月：2023年4月

B5判 / 304頁

価格：2,900円 (税別)

相談援助職に必要な社会保障制度について、①生活保護 (生活困窮者自立支援制度)、②障害者福祉、③医療保険 (公費負担医療)、④権利擁護、⑤年金、⑥子ども家庭福祉の6分野に分けて、概要、利用の流れ、活用事例を、フルカラーのイラストや図表でわかりやすく解説した最新2023年版。今後実施予定の制度改正も分野別・時系列に収載しています。



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

9月

2日(土)第6回理事会 臨時総会

2日(土)～3日(日)都道府県社会福祉士会会長会議

9日(土)スーパーバイザー養成研修 広報検討PT

10日(日)スーパーバイザー養成研修

23日(土)第2回全国生涯研修委員会議

24日(日)認定社会福祉士登録推進委員会

26日(火)都道府県体制整備支援連続勉強会(第2回)

30日(土)生活困窮者支援委員会

10月

21日(土)第6回業務執行理事打合せ 第7回理事会

リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

22日(日)生涯研修センター企画・運営委員会

26日(木)実習指導者講習会プログラム検討PT

都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付 会員数 45,326人

7月中 入会 会員数 236人増

前年同月会員増減数 643人増

前年同月会員増減率 1.44%増